

文部科学大臣
萩生田 光一 様

写

日本高等学校教職員組合
中央執行委員長 田村 已知男

要 望 書

平素より、私たち日高教の取り組みに格段のご理解を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、貴省は、8月30日に「人づくり革命」を断行し、「生産性革命」を実現するとして令和2(2020)年度概算要求を公表されました。教育関係予算の確立にあたっては、次世代の育成こそが国づくりの礎との理念を実現するために、諸外国の公財政支出などの教育投資状況を踏まえた、予算総額の拡大とともに、学校現場の視点に基づくことを強く求めます。

私たち教職員は、高校・中等教育学校及び特別支援学校における教育の振興と充実に対する国民の負託に応えるべく、次代を担う児童生徒の健全育成に日々努力しています。現在、働き方改革について、国を挙げての取り組みがなされています。しかし、学校現場においては教育的ニーズの多様化、いじめ防止対策推進法や障害者差別解消法などにより様々な対応が求められ、業務負担が一向に減らない状況です。これらの業務の殆どは他律的業務であり、現行の教職員定数や教育関係予算では対応し得ません。教職員定数の拡充および教育関係予算の増額を行うとともに、教職員の働き方改革を国民的課題として、力強い取り組みの先頭に貴省が立つことを期待します。

「児童生徒一人ひとりに充実した教育」を保障し、教職員が安心して教育に専念できる望ましい職場環境を確立するために、学校現場に根ざした次の要望の実現を求めます。

記

1. 東日本大震災をはじめ各被災地における学校教育の復興に向けた必要な措置及び被災世帯等に対する支援を引き続き講じられたい。特に単年度のみならず、複数年に渡って継続的な支援を行われたい。
2. 令和2(2020)年度文部科学省の概算要求事項について、政府予算案の確定、または予算案成立までに次の事項を反映されたい。
 - (1) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業(継続事業)については、確実に要求・要望額が政府予算に盛り込まれるよう取り組みを図られたい。なお、事業の実施にあたっては、採択1団体当たりの実施費用について、一層幅広に取り組み対象校が応募できるよう、一律の費用とすることなく、事業内容によって金額に違いを設けるなどされたい。加えて、実施団体の決定については、可能な限り早期に行われたい。
 - (2) 「大学入学共通テスト」等実施事業(新規事業)については、次の観点を踏まえたものとなるよう取り組みをなされたい。
 - ① 記述式問題への対応については、採点の公平・公正を担保すること。1次採点者、2次評価者(監督者)の判断が採点全体を通して、安定したものとなるようにされたい。特に、2次評価者(監督者)について、評価者間で均一な判断が行われるようにすること。
 - ② 「大学入試英語成績提供システム」については、受験者の経済的負担の軽減に向けた一層の対応を図られたい。特に受験料の軽減及び受験に要する交通費・宿泊費に対する負担軽減のため、会場等拡充に向けた対応を行われたい。
 - (3) 切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実について、特別支援学校の実態に鑑みて、医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師配置事業(継続

- 事業)の拡充が、盛り込まれるよう取り組みを図られたい。あわせて、義務教育段階における医療的ケアに従事する教職員への手当支給を図れるよう義務教育費国庫負担金(教員給与)において算定を行われたい。
- (4) 発達障がいの可能性のある児童生徒等に対する支援事業として、特別支援教育に携わる教員の専門性と資質の向上に関する事業が予算化されるよう取り組みを図られたい。
 - (5) 日本語の指導を含むきめ細かな支援の充実(継続事業)について、多言語翻訳システムを積極的に活用し、対象外国人児童生徒、その保護者及び教職員がストレスなく円滑に意思疎通が図られるようにされたい。
3. 令和2(2020)年度の地方財政計画に係る地方財政措置に関わっては、高等学校費及び特別支援学校費について、次の事項を反映されたい。
- (1) 教職員経費における補習等のための指導員等派遣事業について、義務段階で活用されている学校支援及びスクール・サポート・スタッフが高校段階でも配置が拡大するよう対象経費の拡充を図られたい。
 - (2) 生徒経費における特別支援教育支援員、部活動指導員に係る経費について、一層の拡充を図られたい。
 - (3) 生徒経費にICT支援員、地域連携コーディネーター、スクールロイヤーなどを新規に積算対象とされたい。
 - (4) 加配措置に基づく配置について、高校段階においても学校マネジメント機能充実に向けた主幹教諭、発達障がいなどの障がいのある生徒への通級指導の充実、全日制における教員の持ちコマ数軽減による教育の質向上のための加配定数の純増を図られたい。
4. 学校における働き方改革に関して、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下、給特法とする)の改正等に基づく「一年単位の変形労働時間制」の導入に向けた取り組みについて、高校段階での活用においては、進学・就職決定時期等の早期化による閑散期の政策的策定など高等教育及び産業界を踏まえた社会的制度変更を検討されたい。また、今後の対応など次の事項について明らかにされたい。
- (1) 中教審答申で示された学校における働き方改革に関する総合的なパッケージ工程表においては、2021年4月からの実施が計画されているが、時期的見直しの有無。
 - (2) 2020年度中における自治体の判断に基づく条例改正等の制度改正に向けて、想定されている対応策、例えば、条例例の通知、教育委員会へのQ&Aの提供予定などの有無。
 - (3) 高校段階における制度導入に関する課題等の把握の有無。
 - (4) 制度設計に関して、上限規制との関係や勤務時間の増加部分について、これまでに自発的行為と整理されてきたこととの整合性の考え方などの検討等の有無。
 - (5) 導入がなされない自治体等への対応に係る検討の有無。
5. 公立学校教職員の段階的定年延長について、次のように図られたい。
- (1) 定年延長を早期に実施されたい。それまでの間は、現行の再任用制度を担保されたい。
 - (2) 制度設計においては、われわれ日高教の意見を十分踏まえたものとされたい。
 - (3) 現在の再任用者も含め60歳以降も従来業務と同様の働き方となる場合には、教育職の職務・職責に鑑みて、職務給の原則から60歳以前と同程度の待遇を確保されたい。
6. 「会計年度任用職員制度」の運用に向けた必要な準備等を都道府県等教育委員会と連携して取り組まれたい。学校における任用等が適正に実施されるようになされたい。また、期末・勤勉手当をはじめとする待遇等を改善するよう都道府県等教育委員会に助言を行われるとともに、改善に伴う財源確保を図られたい。